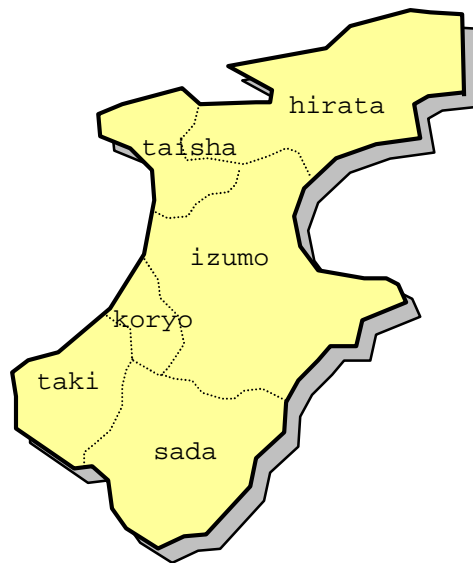


第 5 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 5 月 27 日（木）午前 9 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	ふかいてつお 深井徹郎	やまもときょうたろう 山本京太郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	山本京太郎	山本京太郎	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 5 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 5 月 27 日（木）午前 9 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 16 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 17 号 産業・建設小委員会報告について

(2) 議案事項

議案第 48 号 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて

（協議第 9 号 総務・企画小委員会付託）

議案第 49 号 各種事務事業（観光商工関係）の取扱いについて

（協議第 10 号 産業・建設小委員会付託）

(3) 協議事項

協議第 11 号 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

協議第 12 号 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

協議第 13 号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

協議第 14 号 各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

協議第 15 号 各種事務事業（上下水道関係その 2）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

協議第 16 号 各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて
（産業・建設小委員会付託）

協議第 17 号 各種事務事業（上下水道関係その 4）の取扱いについて
（産業・建設小委員会付託）

5 その他

6 閉 会

第5回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第5回	湖陵町	平田市
氏名		

報告第 16 号

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 4 回
総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

第4回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年5月19日（水）13:00～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

（1）協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

* 前回までの決定事項を確認し、その後の各市町議会の協議状況についてそれぞれ報告した。選挙区については、4市町が「選挙区なし」、2町が「選挙区あり」の意見に分かれたため、それぞれの意見を交換したが一本化できなかったため、今後引き続き協議することとした。

（2）協議第9号 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて

* 調整方針の別紙「新市における行政改革の推進の考え方」について議論し、行政改革の推進の基本としている「出雲の国づくり大綱」の地方分権時代に対応するまちづくりに掲げる3点目の「自己決定・自己責任を基本とした」の意味が分かりにくいとの意見があり、住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となって行政改革に取り組む旨の字句を追加修正することとし、原案のとおりで良い旨の確認をした。

報告第 17 号

産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 4 回産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

第4回 産業・建設小委員会開催内容

1．日時：平成16年5月19日（水）10:00～12:05

2．場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室

3．議題：

(1) 協議第3号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

* 2市4町の農業委員会代表者との意見交換会を開催し、それぞれの農業委員会の意向確認を行った。次回以降の小委員会で調整案の取りまとめを行う予定である。

(2) 協議第10号 各種事務事業（観光商工関係）の取扱いについて

* 事務局から提案の内容について説明を受け協議を行った。その結果、商工会議所・商工会への補助金に関しては、「新市において、業務内容等を精査し調整する」ことは、当然行うべきことであり、敢えて表記する必要は無いとの意見が出され、削除することとした。

また、工業団地・新ビジネスパークについては、新市において、「未分譲地の早期完売に向けて企業誘致に積極的に取り組む」ことを明記すべきとの意見が出され、調整文案に追加することとした。その他の項目については、原案のとおりで良い旨を確認した。

議案第 48 号

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて
（協議第 9 号 総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 行政改革大綱

2 市 4 町の行政改革の取り組みや合併協議を踏まえつつ、新市において、合併効果を早期に発揮できるよう、別紙の「新市における行政改革の推進の考え方」に基づき、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

新市における行政改革の推進の考え方

出雲の國づくり大綱に掲げる、次の視点で新市における行政改革を推進し、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

- ◆ 行政組織・事務のスリム化、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。
- ◆ 多様化、高度化する行政需要に対応すべく、産業経済の発展によって財政基盤の強化を図りつつ、歳出全般にわたる削減と重点配分及び適正な受益と負担のもと行政サービス水準の確保に努める。
- ◆ 地方分権時代に対応した自立する自治体づくりを目指し、自己決定・自己責任を基本に、住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となった行財政運営に努める。

行政改革大綱策定にあたっては、新市建設計画をはじめとする合併協定項目の調整方針に従い策定することとし、新市においては、次のような実施項目で行政改革に取り組んでいくものとする。

【行政改革実施項目】

行政の効率化

- 1．事務事業の見直し
- 2．時代に即応した組織・機構の見直し
- 3．民間委託の推進
- 4．公共施設の効率的な管理運営
- 5．外郭団体の見直し

人材育成・定員管理の推進と給与の適正化

- 1．適正な定員管理の推進
- 2．給与等の適正化
- 3．人材育成の基本方針の策定
- 4．職員研修の充実

情報化の推進

- 1．情報化施策の推進
- 2．庁内情報基盤等の整備
- 3．情報リテラシー（情報活用能力）の向上

財政運営の健全化

- 1．財政運営の健全化
- 2．補助金・負担金の整理合理化
- 3．使用料・手数料等の適正化

議案第 49 号

各種事務事業（観光商工関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（観光商工関係）の取扱いについて

（協議第 10 号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（観光商工関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 各種のイベント事業

2 市 4 町が主催又は実行委員会等に所属する各種イベントについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、発展性やより効果的な集客方法等を検討する。

2 イベント開催補助金

住民団体等へのイベント補助金については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。

3 コンベンション開催支援補助事業

コンベンション開催支援補助事業については、合併時に、出雲市の例により統一する。

4 観光協会の取扱い

2 市 4 町の観光協会については、合併時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。また、観光協会への運営補助金については、合併時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。

5 観光施設等の使用料及び管理運営

2 市 4 町の観光施設等の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新市において検討する。

- 6 観光施設等の管理運営補助事業
観光施設等の管理運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 商工会議所・商工会の取扱い
2市4町には、2つの商工会議所と4つの商工会があり、一本化が望ましく、そのための調整に努める。なお、県が進める商工会のグループ化についても、統合に向けた取り組みの一つとして、円滑に進展するよう調整に努める。商工会議所・商工会補助金については、引き続き交付する。
- 8 中小企業金融対策
各市町独自の制度については、現行のとおり引き継ぎ、合併後速やかに新たな制度を創設するよう調整する。また、島根県小規模企業育成資金は、現行のとおり引き継ぐ。信用保証協会への資金の拠出方法については、合併時までには県信用保証協会と調整を行う。
- 9 中心市街地活性化基本計画
中心市街地活性化基本計画及びTMO機関は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 工業団地・新ビジネスパーク
現行のとおり新市に引き継ぎ、未分譲地の早期完売に向けて企業誘致に積極的に取り組む。
- 11 企業誘致に関わる優遇制度
用地取得費に対する助成及び平田市の環境保全・冷蔵装置助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
固定資産税に関する優遇措置については、合併時に、特定地域に係る課税特例との均衡を図りつつ、市内全域を対象とする新たな制度を設ける。
IT関連企業立地促進助成については、新市において出雲市の制度を基に新たな制度を設ける。
- 12 新ビジネス創業支援補助金
出雲市及び平田市の制度を基に、新市において新たな制度を設ける。
- 13 新産業創出の促進
出雲市の21世紀出雲産業文化支援センター及び出雲産学官交流フ

オーラム等への支援は、新市に引き継ぎ、新産業創出の促進を図る。

14 商工振興補助事業

市町独自の補助事業については、現行のとおり引き継ぎ、その必要性、有効性の観点から新市において検討する。県の補助制度に基づく補助事業については、現行のとおり引き継ぎ統一する。

15 勤労者金融対策

資金預託制度は、合併後統一し、預託額については、新市において調整する。

16 労働者福祉協議会補助

現行のとおり補助制度を引き継ぎ、労働者福祉協議会が一本化されるよう調整に努める。

17 島根県東部勤労者共済会

新市においても引き続き加入するよう調整する。

18 雇用対策事業

雇用に関する助成制度については、新市において新たな制度を設ける。なお、平田市雇用創出及び産業振興助成制度については、現行のとおり引き継ぐ。

協議第 11 号

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 窓口手数料については、2市4町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。
ただし、「住民票の閲覧」の単位は、1人1件とし、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。
- 2 窓口サービスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 住民分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い										協議細目	窓口業務
調整の方針	<p>1 窓口手数料については、2市4町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。ただし、「住民票の閲覧」の単位は、1人1件とし、「身分証明(破産者、成年被後見人等)」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2 窓口サービスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。</p>											
現況	調整の具体的内容											
1 窓口手数料	<p>1 窓口手数料 2市4町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。 「住民票の閲覧」の単位は、1人1件とし、「身分証明(破産者、成年被後見人等)」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p>											
区分	出雲市		平田市		佐田町		多伎町		湖陵町		大社町	
戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
戸籍記載事項証明	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
除籍事項証明(除籍謄抄本)	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750	1件	750
除籍記載事項証明	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450	1件	450
受理証明書	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
受理証明(上質紙を用いる場合)	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400	1件	1,400
届出に基づく証明書(死亡届出し等)	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350	1件	350
住民票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
戸籍附票の写し(一部、全部)	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
住民票の記載事項証明(年金葉書を含む)	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
住民票の閲覧	1世帯	200	1世帯	300	1自治会	200	1世帯	200	1自治会	200	1地区	200
印鑑登録証明	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
印鑑登録証の交付	1件	200	1件	300	無料	無料	1件	200	無料	無料	1件	200
印鑑登録証の再交付	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
認可地縁団体印鑑登録	無料		1件	300	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	無料
認可地縁団体印鑑登録証明	1件	200	1件	300	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	1件	200
身分証明(破産者、成年被後見人等)	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
外国人登録原票記載事項証明	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200
自動車臨時運行許可	1件	750	1件	750	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし	制定なし
その他の証明	1件	200	1件	300	1件	200	1件	200	1件	200	1件	200

異なる点
 ・手数料の区分のうち、～は金額が異なる。
 ・「住民票の閲覧」の取扱い単位が異なる。
 ・身分証明(破産者、成年被後見人等)の1件の取扱いが異なる。(出雲市の場合は証明項目数を1件として計算。その他の市町は証明書1枚を1件として計算。)

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 住民分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(窓口業務関係)の取扱い	協議細目	窓口業務
調整の方針	<p>1 窓口手数料については、2市4町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、出雲市の例により合併時に統一する。ただし、「住民票の閲覧」の単位は、1人1件とし、「身分証明(破産者、成年被後見人等)」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。</p> <p>2 窓口サービスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。</p>		
<p>2 窓口サービス</p> <p>(1) 土日サービスコーナー(出雲市のみ実施) [設置目的] 市行政を市民生活より身近なものとするともに、住民サービスの向上を図る [取扱事務] (1) 住民票の写し、戸籍謄抄本及び戸籍の附票に係る取次ぎ事務 (2) 印鑑登録証明書、住民票の写し、年金の現況届の証明及び外国人登録原票記載事項証明書に係る即日交付事務 (3) 所得証明書、課税証明書、納税証明書及び資産証明書に係る取次ぎ事務 (4) 簡易な申請書、届け書の取次ぎ事務 (5) 市政案内等に関すること [開所日] 土曜日、日曜日(ただし12月30日から翌年1月4日までは除く。) [開所時間] 午前10時から午後5時まで [場所] ジャスコ出雲店(出雲市渡橋町1066番地)</p> <p>(2) 証明書自動交付機(出雲市のみ実施) [設置目的] 市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図る。 [設置場所] 出雲市役所(市民ホール)、出雲郵便局 [稼働日時] 平日:午前9時から午後5時15分まで 休日(祝日を除く):午前10時から午後5時まで [交付する証明書] (1) 住民票の写し(請求者及び請求者同一の世帯に属する者に限る) (2) 印鑑登録証明書(請求者に係るものに限る) [利用できる方] 出雲市住民基本台帳カード利用条例施行規則に規定する住民票暗証番号及び印鑑登録暗証番号の両方又はいずれか一方の登録を受けた者に限る。</p>	<p>現況</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>2 窓口サービス 窓口サービスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。</p>	

料金変更に伴う増減(窓口手数料)

資料1

手数料の種類	2市4町(平成14年度)試算値																		値上げ		値下げ				
	出雲市			平田市			佐田町			多伎町			湖陵町			大社町			2市4町(平成14年度)		単価	金額(円)	単価	金額(円)	
	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	件数	単価(円)	金額(円)	総件数	現状					
戸籍事項証明(戸籍謄抄本)	16,545	450	7,445,250	6,792	450	3,056,400	1,475	450	663,750	1,242	450	558,900	1,824	450	820,800	4,656	450	2,095,200	32,534	14,640,300	450	14,640,300	450	14,640,300	
戸籍記載事項証明	36	350	12,600	19	350	6,650	0	350	0	0	350	0	0	350	0	20	350	7,000	75	26,250	350	26,250	350	26,250	
除籍事項証明(除籍謄抄本)	7,125	750	5,343,750	1,955	750	1,466,250	520	750	390,000	459	750	344,250	700	750	525,000	1,345	750	1,008,750	12,104	9,078,000	750	9,078,000	750	9,078,000	
除籍記載事項証明	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	450	0	0	0	450	0	450	0	
受理証明書	214	350	74,900	15	350	5,250	0	350	0	0	350	0	1	350	350	15	350	5,250	245	85,750	350	85,750	350	85,750	
受理証明(上質紙を用いる場合)	0	1,400	0	0	1,400	0	0	1,400	0	0	1,400	0	0	1,400	0	1	1,400	1,400	1	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
届書に基づく証明書(死亡届写し等)	195	350	68,250	132	350	46,200	29	350	10,150	32	350	11,200	53	350	18,550	100	350	35,000	541	189,350	350	189,350	350	189,350	
住民票の写し(一部、全部)	49,111	200	9,822,200	13,251	300	3,975,300	2,110	200	422,000	1,958	200	391,600	2,825	200	565,000	7,277	200	1,455,400	76,532	16,631,500	300	22,959,600	200	15,306,400	
戸籍附票の写し(一部、全部)	1,791	200	358,200	521	300	156,300	161	200	32,200	129	200	25,800	194	200	38,800	462	200	92,400	3,258	703,700	300	977,400	200	651,600	
住民票の記載事項証明(年金葉書含む)	3,436	200	687,200	1,424	300	427,200	282	200	56,400	214	200	42,800	273	200	54,600	268	200	53,600	5,897	1,321,800	300	1,769,100	200	1,179,400	
住民票の閲覧	18,520	200	3,704,000	3,243	300	972,900	219	200	43,800	386	200	77,200	109	200	21,800	200	200	40,000	22,677	4,859,700	300	6,803,100	200	4,535,400	
印鑑登録証明	37,802	200	7,560,400	11,046	300	3,313,800	1,770	200	354,000	1,588	200	317,600	1,963	200	392,600	6,262	200	1,252,400	60,431	13,190,800	300	18,129,300	200	12,086,200	
印鑑登録証の交付	3,712	200	742,400	981	300	294,300	0	0	0	151	200	30,200	0	0	0	616	200	123,200	5,460	1,190,100	300	1,638,000	200	1,092,000	
印鑑登録証の再交付	0	200	0	0	300	0	13	200	2,600	0	200	0	62	200	12,400	0	200	0	75	15,000	300	22,500	200	15,000	
認可地縁団体印鑑登録	0	0	0	1	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	300	0	0	0	0	
認可地縁団体印鑑登録証明	0	200	0	1	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	1	300	300	300	200	200	
身分証明(破産者・成年被後見人)	2,815	200	563,000	409	300	122,700	84	200	16,800	68	200	13,600	129	200	25,800	966	200	193,200	4,471	935,100	300	1,341,300	200	894,200	
外国人登録原票記載事項証明	676	200	135,200	25	300	7,500	45	200	9,000	51	200	10,200	0	200	0	53	200	10,600	850	172,500	300	255,000	200	170,000	
自動車臨時運行許可	962	750	721,500	176	750	132,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,138	853,500	750	853,500	750	853,500	
その他の証明	77	200	15,400	56	300	16,800	0	200	0	0	200	0	15	200	3,000	0	200	0	148	35,200	300	44,400	200	29,600	
合計	143,017		37,254,250	40,047		14,000,150	6,708		2,000,700	6,278		1,823,350	8,148		2,478,700	22,241		6,373,400	226,439	63,930,550		78,814,550		60,834,550	
																						14,884,000	増	3,096,000	減

協議第 12 号

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保健事業関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 各種予防接種

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。

ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。

2 予防接種手帳

当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。

3 予防接種被害調査委員会

2市4町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4 乳幼児等医療費助成制度

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。

5 福祉医療費助成制度

大社町の例により合併時までに調整する。

6 健康増進施設事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営については、

新市において検討する。

施設利用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 基本健康診査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。

基本健康診査負担金については、医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

個別健診・集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。

8 肝炎ウイルス検査

40歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B+C型、B型、C型の選択形式により実施する。

39歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいてC型のみを実施する。

肝炎ウイルス検査負担金については、無料とする。委託料については、新市において統一する。

9 骨粗しょう症検診

集団検診により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。

骨粗しょう症検診負担金については、無料とする。

10 歯周疾患検診

個別検診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検診も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

歯周疾患検診負担金については、個別検診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検診は無料とすることとし、いずれの場合でも国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

11 胃がん検診

X線検査については、集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。

血液検査については、個別検診で40歳以上の者を対象に実施するが、モデル事業として1,000人限定とし抽選で実施する。

胃がん検診負担金については、X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

12 肺がん検診

集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。

肺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

13 乳がん検診

触診については、集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。

X線検査については、個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。

乳がん検診負担金については、触診については、無料とし、X線検査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

14 子宮がん検診

個別健診を原則とするが地域の実情に応じて集団健診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

子宮がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

15 大腸がん検診

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

大腸がん検診負担金については、郵送料(申し込み葉書代50円)のみの負担とする。

委託料については、新市において統一する。

16 前立腺がん検診

集団健診、個別健診併用により 50 歳・55 歳・60 歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

前立腺がん検診負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯は無料とする。

集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。

17 人間ドック

個別健診により、国保加入者のうち 30 歳から 65 歳までの 5 歳刻みの年齢の者を対象に 700 人を限度に実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

人間ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

18 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち 40 歳から 69 歳までの年齢の者を対象に 400 人を限度として実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

脳ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(保健事業関係)			
調整の方針	別紙のとおり			
現況				
出雲市	平田市	田市	佐田町	多伎町
<p>17 人間ドック [実施] 10月から翌年2月まで [委託機関] 出雲医師会・出雲勤労者健康管理協会 委託医療機関29 (内6は眼科) [対象] 30・35・40・45・50・55・60歳の出雲市国民健康保険被保険者 80人 (基本健診ドックとの併用は、不可) [内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査(肝炎・前立腺含む)・心電図検査・胸部X線検査・腹部超音波検査・眼底検査・胃がん検査</p> <p>[委託料] 40,050円から42,810円 (男女、胃がん検診・内視鏡等により異なる。) [受診者負担金] 6,500円 [通知方法] 個人通知 [結果通知] 医療機関から直接 [申込] 市へ葉書申込み(抽選) [その他] 受診者負担金は、市に直接支払う</p>	<p>17 人間ドック [実施] 通年(ひらた市総合ドック) [委託機関] 平田市立病院 [対象] 職場等で機会のない140・45・50・55・60歳の節目の市民200人 [内容] 基本健康診査・肝炎検診にプラスの内容 視力、聴力、腫瘍マーカー(CEA,CA19-9)、肝機能(総ビリルビン、TTT,ALP,LAP,LDH,CHE,血清γ-GT)、代謝系(尿酸)、血液一般(血漿、血小板、腎機能(尿沈、BUN)、血沈、TPLA)、検査(胃部X-P又は胃内視鏡、腹部超音波、大腸がん検査(2日法)、直腸診 男性は上記+腫瘍マーカー(PSA) 女性は上記+腫瘍マーカー(CA125)、乳がん検診(触診)、子宮がん検診、骨粗鬆症検診</p> <p>[委託料] 男性 39,085円 女性 44,046円 [受診者負担] 男性 8,000円 女性 9,000円 [通知方法] 八ガ牛通知 [結果通知] 保健師が面接して結果を説明</p>	<p>17 人間ドック [実施] 7月~12月 [委託機関] 出雲市民病院 [対象] 国民健康保険加入者で原則40~69歳(希望者50人) [内容] 身体測定・視力・眼圧・聴力・肺機能・血圧・血液検査・検尿・心電図・眼底検査・腹部超音波診断・胸部X線・胃がん検診(X線)または、胃カメラ選択)・診察・子宮がん検診(希望者のみ)</p> <p>[委託料] 32,000円 [受診者負担] 2,000円 [通知方法] 自治会内回覧、保健部長がとりまとめる。対象者に個別に連絡 [結果通知] 医療機関から直接</p>	<p>17 人間ドック [実施] 1月~3月 [委託機関] 大田市立病院 [対象] 国民健康保険加入者(男14人女8人) [内容] 身体測定・血圧測定・血液一般検査・検尿・肝機能・HBS抗原・眼底・心電図・胸部CT・胃十二指腸ファイバー・腹部エコー・子宮がん検診</p> <p>[委託料] 男性 42,000円 女性 45,150円 [受診者負担] 5,000円(町へ支払) [通知方法] 自治会内回覧、対象者へ個別通知 [結果通知] 医療機関から受診者へ直接通知(申込) 希望者は町民課へ電話で申込</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(保健事業関係)	協議細目	成人保健事業
調整の方針	別紙のとおり		
調整の状況	現 況		
湖 陵 町	大 社 町		
<p>17 人間ドック</p> <p>[実施] 12月～3月</p> <p>[委託機関] 出雲市民病院、町内指定医療機関</p> <p>[対象] 国民健康保険加入者で40歳以上の希望者</p> <p>[内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査(肝機能・HCV・HBS・梅毒含む)・心電図検査・胸部X線検査・腹部超音波検査・胃がん検診(胃カメラ・胃レントゲン)</p> <p>[委託料] 市民病院 (男性 31,000円 女性 34,000円) 町内医療機関 30,000円</p> <p>[受診者負担] 5,000円(医療機関窓口で支払う)</p> <p>[周知方法] 自治会内回覧</p> <p>[結果通知] 医療機関から直接通知</p> <p>[申込] 希望者は町民生活課へ電話で申し込み</p>	<p>17 人間ドック</p> <p>[実施] 4月から翌年3月まで</p> <p>[委託機関] 出雲市民病院、島根県環境保健公社</p> <p>[対象] 30歳以上の大社町国民健康保険被保険者 200人 (基本健診との併用は、不可)</p> <p>[内容] 身体測定・血圧測定・尿検査・便検査・血液検査(肝炎含む)・心電図検査・胸部 X 線検査・腹部超音波検査・眼底検査・呼吸機能・骨密度・胃がん検診(男性は前立腺検診 女性は子宮・乳がん検診)</p> <p>[委託料] 36,000円</p> <p>[受診者負担金] 5,000円</p> <p>[周知方法] 個人通知</p> <p>[結果通知] 検査機関から直接</p> <p>[申込] 町へ申込み(新規受診者を中心に)</p> <p>[その他] 受診者負担金は、町に直接支払う</p>	<p>17 人間ドック</p> <p>個別健診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に700人を限度に実施する。医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようにつつも、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。</p> <p>人間ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。</p> <p>委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。</p>	

出雲地区台併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 2-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(保健事業関係)				協議細目	成人保健事業			
調整の方針	別紙のとおり								
現況									
出雲	市	平田	田市	佐田	町	多伎	町		
<p>18 脳ドック</p> <p>[実施] 5月から翌年3月まで</p> <p>[委託機関] 鳥根難病研究所</p> <p>[対象] 30歳から69歳の国民健康保険被保険者 100人</p> <p>[内容]</p> <p>MR・頸動脈超音波・脳波・認知機能・自律神経・重心動揺・骨密度・聴力・視力・眼底・血液・心電図・胸部X線・肺活量・血圧・身体測定・体力測定・問診・診察</p> <p>[委託料] 68,250円</p> <p>[受診者負担] 15,000円</p> <p>[周知方法] 週報、JA放送</p> <p>[結果通知] 難病研究所から直接</p> <p>[申込] 市へ葉書申込み(抽選)</p>	<p>18 脳ドック</p> <p>[実施期間] 通年(ひらた市脳ドック)</p> <p>[委託機関] 平田市立病院</p> <p>[対象] 40歳～69歳の市民 100人</p> <p>[内容]</p> <p>Aコース・問診・血圧測定・計測(身長・体重)・MRI(断層2枚、脳血管造影1枚)診察、神経学的検査</p> <p>Bコース・問診・血圧測定・計測(身長・体重)・MRI(断層2枚、脳血管造影1枚)診察、神経学的検査、心電図、検尿、血液一般、血漿脂質検査、空腹時血糖、HbA1c</p> <p>[委託料] Aコース 24,806円、Bコース 33,736円</p> <p>[受診者負担] Aコース 5,000円、Bコース 7,000円</p> <p>[周知方法] 広報、有線、チラシ</p> <p>[結果通知] 医師より説明</p>	<p>18 脳ドック</p> <p>[実施] 7月～12月</p> <p>[委託先] 鳥根難病研究所</p> <p>[対象] 国保加入者で原則40～69歳(希望者50人)</p> <p>[内容]</p> <p>MR・頸動脈超音波・脳波・認知機能・自律神経・重心動揺・骨密度・聴力・視力・眼底・血液・心電図・胸部X線・肺活量・血圧・身体測定・体力測定・問診・診察</p> <p>[委託料] 68,250円</p> <p>[受診者負担] 6,825円</p> <p>[周知方法]</p> <p>自治会内回覧にて希望を取り、保健部長にまとめてもらう。</p> <p>対象者には個別通知</p> <p>[結果通知] 医療機関から直接</p>	<p>18 脳ドック</p> <p>未実施</p>						

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 2-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(保健事業関係)			協議細目	成人保健事業
調整の方針	別紙のとおり				
現 況					
湖 陵 町	大 社 町	大 社 町			
18 脳ドック 未実施	18 脳ドック 未実施	18 脳ドック 未実施	<p>18 脳ドック 個別健診により、国保加入者のうち40歳から69歳までの年齢の者を対象に400人を限度として実施する。 医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図るようしつつも、受診者に選好と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。 脳ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市町村民税非課税世帯は無料とする。委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。</p>		
調整の具体的内容					

協議第 13 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 保育所施設及び運営等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

公立保育所のあり方について、新市において検討する。

2 保育料

保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から別表に定める保育料徴収金額表のとおりとする。

なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減を図ることとする。

同一世帯から 2 人以上が同時に入所している場合

ア 最も年齢の高い児童は全額とするが、次に年齢の高い児童は、1 / 2 免除とする。

イ 上記以外の児童は全額免除とする。

第 3 子以降の児童が入所している場合

第 3 子以降の児童の保育料は次のとおりとする。

ア 保育料徴収金額表の階層区分で第 2 階層から第 7 階層に属する場合には保育料を 2 / 3 免除とする。

イ 保育料徴収金額表の階層区分で第 8 階層から第 14 階層に属する場合には保育料を 1 / 2 免除とする。

3 私立認可保育所運営費助成

(1) 私立認可保育所運営費補助金

現行のとおり引き継ぎ、保育所運営の円滑化のため、平成 17 年度から出雲市の例により補助する。補助額は、各園一律 24,000 円に年度当初在所児童数を掛けた額とする。

なお、法人に対する助成は行わない。

(2) 私立認可保育所看護師配置費補助金

現行のとおり引き継ぎ、乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、平成 17 年度から出雲市の例により補助する。

4 法定外保育施設運営費助成

国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成 17 年度から出雲市の例により補助する。

健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。

参考資料：別紙のとおり

別表

保育料徴収金額表

(単位:円)

階層区分		階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第1	0	0
前年度市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯(第1階層及び第5~14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯(所得割あり)	第4	18,000	13,000
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000	36,000
	408,000円以上	第14	49,000	38,000
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層		0	0
	第3階層		15,000	10,000
	第4階層		17,000	12,000

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	協議細目	協	議	細	目	私立保育所等運営費助成	
各種事務事業の取扱い(保育関係)	1 私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 現行のとおり引き継ぎ、保育所運営の円滑化のため、平成 17 年度から出雲市の例により補助する。補助額は、各園一律 24,000 円に年度当初在所児童数を掛けた額とする。 なお、法人に対する助成は、行わない。 私立認可保育所看護師配置補助金 現行のとおり引き継ぎ、乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、平成 17 年度から出雲市の例により補助する。						
調整の方針							
現 況							
出 雲 市	私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 [目的] 私立認可保育所に対し、保育内容・職員の資質向上を目的として交付する。 [補助対象経費] 運営費に対する補助を基本としているが、例外的に保育所の施設整備や用地に要する経費、理事・役員の旅費・費用弁償等への使用も認めている。 [補助額] 補助額は園児 1 人当たり 24,000 円を予算枠として、施設平等割 2 割・定員割 3 割、勤務年数割 5 割で施設毎に分。	平 田 市	私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 [目的] 社会福祉法人平田市保育会(私立認可保育所 4 保育所を経営)に対し、運営費を助成する。 [補助対象経費] 事務局長の人的費、理事・役員の費用弁償等 [補助額] 市が認めた額	佐 田 町	1 私立認可保育所運営費助成 該当なし	多 伎 町	1 私立認可保育所運営費助成 該当なし
出 雲 市	私立認可保育所看護師配置補助金 [目的] 常勤・非常勤・パート等の看護師を配置した保育所に 対し、交付。 [補助額] (常勤の場合) 国家公務員福祉職短大卒初任給月額と実際の給与月額との差額(ただし、国家公務員看護師初任給月額と国家公務員福祉職短大卒初任給月額との差額を限度)を基準とし、在籍月数、期末勤続手当分を補助。 (非常勤・パートの場合) 対象: 1 日 4 時間以上、開所日数の概ね 80% 以上勤務する者 1 日の勤務時間 4 時間以上 5 時間未満 月額 8,000 円 5 時間以上 6 時間未満 月額 10,000 円 6 時間以上 月額 13,000 円	平 田 市	私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 [目的] 私立認可保育所に対し、保育内容・職員の資質向上を目的として交付する。 [補助対象経費] 運営費に対する補助を基本としているが、例外的に保育所の施設整備や用地に要する経費、理事・役員の旅費・費用弁償等への使用も認めている。 [補助額] 補助額は園児 1 人当たり 24,000 円を予算枠として、施設平等割 2 割・定員割 3 割、勤務年数割 5 割で施設毎に分。	佐 田 町	1 私立認可保育所運営費助成 該当なし	多 伎 町	1 私立認可保育所運営費助成 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係)	協議細目	私立保育所等運営費助成
調整の方針	<p>1 私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 現行のとおり引き継ぎ、保育所運営の円滑化のため、平成17年度から出雲市の例により補助する。補助額は、各園一律24,000円に年度当初在所児童数を掛けた額とする。 なお、法人に対する助成は、行わない。 私立認可保育所看護師配置費補助金 現行のとおり引き継ぎ、乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、平成17年度から出雲市の例により補助する。</p>		
現 況			
湖 陵 町	大 社 町		
<p>1 私立認可保育所運営費助成 該当なし</p>	<p>1 私立認可保育所運営費助成 該当なし</p>		<p>1 私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所運営費補助金 現行のとおり引き継ぎ、保育所運営の円滑化のため、平成17年度から出雲市の例により補助する。補助額は、各園一律24,000円に年度当初在所児童数を掛けた額とする。 なお、法人に対する助成は、行わない。 私立認可保育所看護師配置費補助金 現行のとおり引き継ぎ、乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、平成17年度から出雲市の例により補助する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 2 - 1

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係)				協議細目	私立保育所等運営費助成
調整の方針	2. 法定外保育施設運営費助成 国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。 健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。					
現況						
出雲市	平田市	佐田町	田町	多伎町		
<p>2 法定外保育施設運営費助成 〔法定外保育所数〕 4箇所 〔目的・補助対象〕 認可外保育施設のうち、国の最低基準に準ずる条件を満たし自ら定めた指導計画により保育を行っていることが認定した保育所に対し、その運営費の一部を助成することにより、乳幼児・幼稚園・学童の心身の発達を助長することを目的として運営費の一部を助成。 〔補助基準〕 補助額 乳幼児 1人につき 20,000円 学童等 1人につき 10,000円 処遇改善 101,500円上限</p> <p>4園のうち、2園は認可化の動きがあり、今後認可外は減少の傾向にある</p> <p>(出雲市認定要件) ア 県知事に対し、法第59条の2の規定に基づく届出を行っていること。 イ 各月の初日において、20人以上であること。 ウ 保育室・屋外遊戯場等について国の最低基準面積を満たしていること。 エ 保育士・調理員・嘱託医など職員の配置について国の最低基準を満たしていること。 オ 基準保育料以上を徴収すること。 カ 健康診断、歯科検診、検便等を基準以上実施すること。</p>	<p>2 法定外保育施設運営費助成 〔法定外保育所数〕 1箇所 〔目的・補助対象〕 子育て支援の一環として無認可保育施設に入所している児童の健全育成を図るため、運営費の一部を助成。 〔補助基準〕 保育料軽減補助金 3歳未満児1人につき月 15,000円 保育環境補助金 市長が別に定める額(健診等に係る嘱託医報酬など入所児童の処遇向上のために係る経費)</p>	<p>2 法定外保育施設運営費助成 該当なし</p>	<p>2 法定外保育施設運営費助成 該当なし</p>	<p>2 法定外保育施設運営費助成 該当なし</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係)	協議細目	私立保育所等運営費助成
調整の方針	<p>2. 法定外保育施設運営費助成 国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。 健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。</p>		
湖陵町	町	現況	
湖陵町	町	大社町	町
<p>2. 法定外保育施設運営費助成 [法定外保育所数] 1箇所 湖陵病院内に施設あり</p>	<p>2. 法定外保育施設運営費助成 [法定外保育所数] 2箇所 [目的・補助対象] 県の法定外保育施設入所処遇改善事業実施要綱に基づき、児童の健康診断及び保育士の検便費用に対する助成。 【補助基準】 補助額 入所児童処遇改善費 101,500円上限</p>	<p>2. 法定外保育施設運営費助成 [法定外保育所数] 2箇所 [目的・補助対象] 県の法定外保育施設入所処遇改善事業実施要綱に基づき、児童の健康診断及び保育士の検便費用に対する助成。 【補助基準】 補助額 入所児童処遇改善費 101,500円上限</p>	<p>2. 法定外保育施設運営費助成 国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。 健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。</p>
調整の具体的内容			

協議第 14 号

各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて （産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。

1 上水道計画

上水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2 市 1 町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

2 会計及び資産

会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

資産については、合併時に 2 市 1 町の上水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に料金体系（口径別による料金体系を含む。）を検討し、新統一料金を設定する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

4 加入金・分担金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

合併時に出雲市・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

協議第 15 号

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年5月27日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて （産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。

1 簡易水道計画

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。

また、大田市への分水は、合併後も継続し、島村簡易水道は、合併後も斐川町・宍道町水道企業団からの受水により給水を行うよう調整する。

合併時に、2市4町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

2 会計

合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

4 加入金・分担金

加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおり

とし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に出雲市、平田市及び湖陵町（新設）の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

協議第 16 号

各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて
（産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いのうち、事業費補助金等については、次のとおりとする。

- 1 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金
合併時は現行のとおりとし、2 年を目途に廃止の方向で調整する。
- 2 飲料水安定確保対策事業
県単独の補助事業であり、適用期間は平成 17 年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。
- 3 水道使用料差額補助
現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

協議第 17 号

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 5 月 27 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いのうち、下水道事業（公共下水道事業、農（漁）集落排水事業、合併処理浄化槽事業）については、次のとおりとする。

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率（平成 22 年 65%）を早期に達成するため、合併時から、年 2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後 2 年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に計画の見直しを行

い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

公共下水道事業について

6 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時まで供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

7 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

8 使用料

合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。

農(漁)業集落排水事業について

9 受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。

受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。

10 受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、合併時に事業継続中の地区は現行のとおりとする。

11 使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。

12 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

合併処理浄化槽事業について

13 合併処理浄化槽設置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

14 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。

15 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

16 市町村設置型合併処理浄化槽使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。